

第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 議事録

1. 開催日時 令和2年5月20日(水) 午後2時00分～3時00分
2. 会場 門真市教育センター 研修室A
3. 出席者 峯松委員、上甲委員、脊戸委員、加藤委員、馬淵委員
4. 事務局 教育部 学校教育課 教育センター 植原教育センター長、
太田副参事
教育部 学校教育課 指導・人権教育G 山下主査

事務局：

ただ今より第1回門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催します。

本日は公務等ご多用中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、選定委員の皆様方には快く委員をお引き受けいただきありがとうございます。本来なら、お一人ずつ委嘱状・任命状をお渡ししなければならないところではございますが、時間の関係上、机の上に委嘱状をおいております。

ご確認の上、ご了承ください。よろしく願い申し上げます。

本日は、お配りしました次第に沿って進めさせていただきます。会議録作成上、録音をさせていただきますのでご了承ください。

次第(1) - 1 出席者紹介

事務局：

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、本日ご出席の委員の皆様をご紹介します。

門真市立第二中学校 上甲 尚 校長です。

門真市立第七中学校 脊戸 利子 校長です。

門真市PTA協議会から 加藤 諭 様です。

門真市PTA協議会から 馬淵 晃浩 様です。

門真市教育委員会から 満永 誠一 教育部長が参加予定でしたが、公務のため本日は欠席とさせていただきます。

同じく門真市教育委員会から 峯松 大輔 学校教育課長です。

次に選定委員会事務局です。

記録担当、教育センター指導主事の太田、学校教育課主査の山下です。本日、委員長が決まるまで進行をつとめます植原と申します。よろしく願い致します。

委員につきましては、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則第2条ならびに第3条の規定に基づきまして、本市の保護者代表の方、小中学校の校長ならびに教育委員会の事務局員の6名で構成しております。

それでは、お配りしました資料をご確認ください。

(1) - 2 資料確認

① 次第

② 資料1 - 1 「教科書採択における公正確保の徹底等について」 (写し)

- ③ 資料 1 - 2 「令和 3 年度使用教科書の採択事務処理について」 (写し)
- ④ 資料 2 教科書採択方式概念図
- ⑤ 資料 3 門真市附属機関に関する条例
- ⑥ 資料 4 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則
- ⑦ 資料 5 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱
- ⑧ 資料 6 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について (諮問文: 写し)
- ⑨ 資料 7 門真市情報公開条例
- ⑩ 資料 8 審議会等の会議の公開に関する指針
- ⑪ 資料 9 令和 3 年度使用中学校用教科書見本本の発行者別一覧
- ⑫ 資料 10 令和 3 年度使用教科書 (中学校) 調査事項
- ⑬ 資料 11 令和 3 年度使用教科用図書採択日程について
- ⑭ 資料 12 令和 3 年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員名簿
このほかに審議等の中で配付させていただくものもございます。今のところ、もれはございませんでしょうか。

(2) 趣旨説明

事務局：

それでは本選定委員会の趣旨説明及び教科書採択の流れ等につきまして、事務局より説明させていただきます。

資料 1 - 1 「教科書採択における公正確保の徹底等について」令和 2 年 3 月 27 日付文部科学省初等中等教育局長通知をご覧ください。

段落 1 から 2 を朗読させていただきます。教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校 (公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ) において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

とあり、教科書採択につきましては、公正性と透明性を確保することに万全を期する必要があるとございます。

次に、資料 1-2、「令和 3 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)」令和 2 年 3 月 27 日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知をご覧ください。令和 3 年度使用教科書の採択につきましては、1 枚目のうら、(2) 中学校用教科書の採択について、令和 3 年度においては、全ての教科書について新たに採択を行うこととあります。

続きまして資料 2 「門真市地区教科書採択方式概念図」をご覧ください。これは、

教科書採択の流れについて示したものです。教科書の採択は、平成 14 年度使用の教科書採択より 1 市 1 採択となり、それ以前は、守口市と合同で採択しておりましたが、現在は門真市の子どもたちが使う教科書は門真市教育委員会において採択が行われています。

選定委員会の役割は、教育委員会の諮問を受け、教科書見本本について調査・研究を行い、意見を教育委員会に答申をするという形になっております。その際、各教科の専門性を有する調査員についても置くことができるというものです。

この選定委員会で調査員を置くことを決定した場合、門真市教育委員会は、調査員を任命し調査依頼をします。調査員は調査資料を作成し選定委員会に報告します。

選定委員会はそれを参考にして選定資料を作成し、教育委員会に答申します。

答申を受け、教育委員会で、採択を行い、その結果を府教育庁へ報告することになっています。

なお、本委員会の開催及び調査員につきましては、資料 4 「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」と資料 5 「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」に基づいております。確認のため、規則と要綱を読ませていただきます。

(規則、要綱朗読)

以上が趣旨説明でございます。

以上の説明につきまして、何か質問がございましたらよろしく申し上げます。

委員全員：

異議なし

(3) 委員長・副委員長選出

事務局：

それでは、次第 3 の委員長・副委員長選出にすすみます。先程の資料 4 「門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則」第 4 条 別表 により、委員長、副委員長を互選により定めることになっております。選出にあたりまして、いかがいたしましょうか。どなたか、ご意見、ご発言よろしくお願い致します。

委員：

委員長・副委員長は教育委員会の方にしていただくほうが、保護者の意見は保護者の代表の方が言いますし、学校の意見は校長が言いやすいので、委員長・副委員長は教育委員会の方にしていただくほうがありがたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

委員：

私もできれば、そうしてもらった方が進行はスムーズにいくと思います。私達は実際の選定作業を中心にさせていただいた方がいいかと思います。

事務局：

ただいま、お二人の委員さんより委員長、副委員長は、教育委員会事務局でというご意見をいただきました。ご異議はございませんでしょうか。

委員全員：

異議なし

委員：

教育委員会事務局からということによれば、教育委員会事務局から部長・課長が委員をさせていただいておりますし、委員長につきましては、今日は議会の関係で不在ではありますが、満永教育部長に務めていただきまして、教科書採択の担当課長である学校教育課長の私、峯松が副委員長を努めるということによろしいでしょうか。

事務局：

今、峯松委員からご提案をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

委員全員：

異議なし

事務局：

それでは、委員長には満永教育部長、副委員長には、峯松学校教育課長に決定致します。

委員長は本日、欠席でございますが、副委員長は、座席の移動をお願いします。

(4) 諮問 令和3年度使用教科用図書の選定について

事務局：

それでは、次第4に進みます。

教育委員会より選定委員会の委員長に対しましての諮問を朗読いたします。諮問文の写しは資料6に準備しております。

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

令和3年度中学校使用教科用図書の適正な選定について
以上が教育委員会からの諮問でございます。

(5) 委員長挨拶

事務局：

次第の5番目に参ります。

委員長、副委員長が今りましたので決まりましたので、ここで挨拶をいただきます。ここからの議事運営は、副委員長にお願い致します。

副委員長：

それでは、本日、委員長の方が不在ですので私の方で次第に沿って進めさせていただきます。

本選定委員会の議事に先立ち、委員長に代わりまして私の方から一言挨拶を申し上げます。皆様方の互選により、選定副委員長を仰せつかりました。責務の重要性を痛感いたしており、委員の皆様方のご協力が何よりと考えているところでございます。

先程の諮問にもありましたように、教科用図書の採択につきましては、関係法令によりその方法、手続きが定められており、採択権者である教育委員会等の判断、責任により十分な調査研究に基づき適正かつ公正に採択が行われることが決められております。

本委員会の主たる目的は、教育委員会からの諮問にありましたように令和3年度中学校使用教科用図書の適正かつ公正な選定についてでございます。その選定に係る資料を作成し、教育委員会に答申を出すというものでございます。皆様方から、それぞれの立場のご意見をいただき、それを取りまとめる形で、選定資料を作成のうえ、教育委員会へ答申として報告いたしたいと考えております。

今回は、昨年度の小学校に引き続き、中学校におきまして新学習指導要領に則った初めての全教科の教科書採択が行われます。

新学習指導要領では、「知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年度改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること」とあります。

そのため、教科書は、知識・技能の習得、活用、探求に対応するための質・量、両面において充実していること、多面的・多角的な考察に資するものであることが求められます。このことに加え、生徒たちが意欲的に学習に取り組めるような、編集上の配慮・工夫点についても調査いただきたく存じます。

本市の全ての生徒の確かな学力向上につながるための教科書採択でもあると認識しておりますので、共に慎重かつ精力的にご審議いただき、選定資料の作成につとめてまいりたいと思っておりますので、皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

(6) 当委員会の公開・非公開について

副委員長：

それでは、次第6「当委員会における会議の公開・非公開について」を議題とさせていただきます。事務局、説明をお願いします。

事務局：

資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。資料8「審議会等の会議の公開に関する指針」第4条により公開・非公開の決定は、委員会の長が会議に諮って行うこととなっております。

事務局といたしましては、教科書採択の公正確保を図るため、静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけや教科書会社からの宣伝行為に影響されることなく自主的な調査研究を行えるよう、本委員会を「非公開」とすることを提案させていただきたく存じます。

また、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるような形での全文筆記とさせていただきます。

選定委員の皆様や調査員の名簿や会議録につきましては、7月の教育委員会会議採択の後、開示・公開対象となりますが、資料7「門真市情報公開条例」第6条(6)ウにも、ありますように、開示することにより、調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあることから、当面の間、会議録は非公開とし、7月に採択が決定したのち、市役所情報公開コーナーで公開するということをあわせて提案したいと存じます。

なお、会議録公開の際には、委員さんの個人情報等の取扱いには留意したいと考えております。以上、ご審議お願いいたします。

副委員長：

事務局より説明がございましたが、何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。本会議については、非公開で行う、今、説明がありましたように公正の確保が必要なものですし、外部からの働きかけということも、禁止しないといけないということで、この会議は原則非公開ということで今事務局の方から提案がございましたが、このことについて何かご質問ご意見等ございますか？

委員全員：

異議なし

副委員長：

意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録作成についても事務局の提案どおりで行いたいと思います。

(7) 審議

副委員長：

それでは続きまして、審議事項について、まず事務局の方から説明をお願いします。

事務局：

本日ご審議いただきます案件は「調査員の設置」及び「選定資料作成要領」の2点についてでございます。

調査員につきましては、資料5「門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱」第2条に「選定委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。」と定められております。公正で、かつ適正な採択作業を進め、門真の子どもたちに合った教科書を採択するという観点から、門真市教育委員会事務局職員並びに門真市の校長及び教員の中から調査員を選び、専門的な視点で調査をしていただくことが大切であると考えます。よって、これまでの教科書採択と同様に調査員を置いて調査を進めたらどうかと考えますがいかがでしょうか。

副委員長：

事務局より、調査員設置について提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

委員：

適正かつ公正な採択をするということが一番大切です。特に今回は新学習指導要領に則った初めての採択であり、教科書会社からは各教科の見本本が多く示されております。公正かつ適正な採択作業をすすめるためにも、調査員を置いて公正な採択作業をすることが大切だと思います。

委員：

今回、中学校の教科書採択ということで中学校の先生方に調査員をお願いするという形になるのでしょうか。

事務局：

おもに中学校の先生方にお願いすることになります。

副委員長：

我々だけで、全教科書を読んですべて詳細な意見を出すというのは非常に難しいので、そこは中学校の専門性のある先生に調査員としていろいろご意見をいただいた上で、我々がまた意見を作成するという形ですね。

委員：

先生方が教育現場で使用されて、子どもたちに教えていくというものですので、先生方に見ていただくのが一番、良い意見が出てくるのではないのでしょうか。

委員：

道徳という科目につきましては、小学校からの育成も考え、小学校教科書から中学校教科書へのスムーズな流れというが必要だと思いますので、そのあたりは

小学校との進捗との調整や、小学校から中学校の教科書への連動性なども意識して頂けるよう、是非とも小学校からの引継ぎも含めた調査員の選定をお願いできればと考えます。

副委員長：

今、委員がおっしゃられたように、道德の調査員につきましては、小学校からの引継ぎというものも観点に入れていただいたご意見なども入れてもらえればいいのかな、と思いますね。

事務局：

そういった視点という意味では、道德をはじめ全ての教科において必要と思っておりますので、調査員につきましては、お一人は必ず教育委員会の事務局の、専門性のあるものか、管理職、校長先生か教頭先生に入っていただくようにしたいと考えております。

副委員長：

ほかによろしいでしょうか。それでは確認をさせていただきます。今のご意見をもとに、調査員を置き、専門性を生かしながら、調査を行うという方向でよろしいでしょうか。

委員全員：

(異議なしで決定)

副委員長：

それでは、以上の決定を元に、事務局の方で具体的な提案はありますか。

事務局：

資料9「令和3年度使用小学校用教科書見本本の発行者別一覧」をご覧ください。教科書は67種類ございます。これを調査研究していただくこととなります。そこで資料を1枚、配らせていただきます。

－「令和3年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を配付－

事務局：

教科書の選定資料作成にあたり「令和3年度使用教科用図書採択に係る門真市立義務教育諸学校教科用図書選定資料作成要領」を提案させていただきます。

(朗読)

副委員長：

ただいま事務局から具体的な提案がありました。これについて、ご意見やご質問

はありませんか。

委員：

調査員は種目ごとに3名ということですが、3名の内訳はどのように考えていますか。

事務局：

先程のご質問の際にも少し触れさせていただいたのですが、小学校から中学校への連携なども考慮し、トータル9年間で教育を行うという視点も必要、一方で専門的な視点も必要、また、教科書採択というのは数年後に来ますので、門真市で調査員の質を担保することも必要です。

そういった点を考慮し、管理職または教育委員会事務局の者を3名のうち1名必ず入れたうえで、経験の長けている教員を1名、それから中堅若手の教員を1名、年齢構成上教科や種目によって、完全にはうまくいかないこともあります。なるべくその構成になるように3名、配置したいと考えております。

副委員長：

より専門性のある意見が吸い上げられるように、調査員の3名の内訳を考えておられるということですね。他にご意見はありませんか。

委員：

資料中「組織・配列」とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

委員：

簡単に言うと単元ですね。何から順に教えるか、というようなこと。例えば数学であればプラス・マイナスを教えるから、方程式を教えるというような順番、これが出版社によって違うということだと思います。

副委員長：

門真市の中学生にとってこの順番なら理解しやすい配列ができているか、というそのあたりを評価するような項目でございます。

ほかに意見はございますか？

委員：

もう一つよろしいでしょうか。

令和3年度使用教科書（中学校）調査事項のうちの「所見」ですが、最近の流れで言うと、所見を文章で書くだけでなく、1から5やABCでもいいのですが、数値化するとか、評価軸の分かりやすいものも一つあるといいかと思います。何をどう数値化するかというのは、難しいでしょうが、所見を見たときに数値など指標があればわかりやすいので、今回すぐにはできないと思いますが、次回の選定からでも検討していただければと思います。

事務局：

調査員に事務局より説明させていただこうと思っているのは「見比べて特に長けているところを書いてください」ということです。

同じようなところは書かずに、3名の視点は必ず合わせて、項目別を書いてくる量で「この教科書のこの項目については5つ書いているな。でも他社は3つだな」とわかるように、そういう意味で数値化こそしていませんが、目視で調査員の評価がわかるような形で調査員には説明するつもりでございます。

委員：

グッドとバッドの数がわかるというようなものが、調査員から上がってくるというようなイメージを持っておけばよろしいでしょうか。

事務局：

バッドは基本的には書かないですね。グッドの数だけわかるという形です。

委員：

バッドはどうして書かないのですか？

事務局：

すべての教科書が検定をとおっているというのが前提でございますので、そのような形にしています。

委員：

なるほど一定ラインはクリアしている教科書なので、グッドの数でだけ書くということですね。

副委員長：

委員のおっしゃるとおりで、文部科学省の検定をとおっているものなので、一定の基準は満たしているという判断になります。

委員：

あまりひどい表現のものはないということですね。

副委員長：

それでは確認をさせていただきます。事務局提案の作成要領に沿って調査を行うという方向でよろしいでしょうか。

委員全員：

(異議なしで決定)

副委員長：

それでは、事務局より調査員について説明はありますか。

事務局：

本来でしたら、この作成要領を決定していただいた後、調査員の適任者を探すことになるのですが、時間の都合上、調査員の候補者名簿をあらかじめ作成させていただきました。

－調査員候補者名簿配付－

事務局：

ただいまお配りいたしました「令和3年度小学校使用教科用図書採択に係る調査員候補者名簿」をご覧ください。この名簿に挙げられた方々ですが、専門性・経験年数・研究会等における実践等から、推薦をさせていただきました。

副委員長：

時間の都合上ある程度、事務局の方で推薦をしていただいているようですがこのメンバーにつきまして、質問やご意見はありませんか。

委員：

気になる点があります。校長先生、教頭先生、もしくは教育委員会の職員が入ることですが、例えば、同じ学校から同じ科目に選出された場合、自分の学校の上司にあたる人と組むわけですね。

同じ学校内で話し合う方が連携取りやすくていい場合もあるのですが、上下関係のある中で、調査にあると上司にあたる人が「こうだ」というと部下はなかなか自分の意見が言いにくくなるのではないかと気になりました。そのようなならない配慮はしっかりあるということによろしいですね。

また、次回からは名簿に丸を付けるなどして「この人が管理職である」とわかりやすくしていただけるとありがたいです。

副委員長：

次回の選定委員会の時には、どなたが管理職の先生なのかということをお知らせするようにして頂けますか。

事務局：

承知しました。

副委員長：

他の委員さんも何かございませんか。

委員：

名簿を見ていると研究熱心な先生方のお名前が並んでいるので、これでいいのではないかと思います。

副委員長：

それでは事務局から示された調査員の推薦について、これでよろしいでしょうか。

委員全員：

(異議なし)

副委員長：

その他、事務局より案件はありませんか。

事務局：

調査員には資料10の「選定資料」を作成していただきます。表にあります7つの項目で調査を行い、特徴などを記入していただきます。本選定委員会では、この調査資料をもとに、各教科書について調査研究をしていただくこととなります。

副委員長：

この件に関してはいかがでしょうか。

委員全員：

異議なし

副委員長：

これで今日の選定委員会の議事は以上でございます。資料全体を通じて質問はございませんでしょうか。

委員：

気になったところなのですが、文科省の資料なのでここで言うべきではないかもしれませんが「保護者や地域住民等に対して説明責任を果たす」とありますが、本来、児童・生徒というものが、まず一番入ってくるべきものではないかと思いました。

また11ページのユニバーサルデザインへの配慮と言っているにも関わらず「しょうがい」という語の表記が「障害」という漢字になっていたり、配慮をしてほしいなと思いました。

あと資料2の右側の流れですが、こちらは不服申し立てがあった時の流れか何かですか。

事務局：

右側は府の調査の流れですね。府も市と別に調査員を立てて資料を作ります。そ

して、市に調査資料を提供するという流れになります。

委員：

なるほどわかりました。それでは以上です。

副委員長：

ほかにいかがでしょうか。無いようでしたら今後の日程について、事務局よりお願いします。

事務局：

今後の日程の前に少し連絡をさせていただきます。資料 1-1 の「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」の中にもありますように、適正かつ公正な教科書採択が非常に重要になっております。教科書会社からの宣伝活動等でご迷惑がかからないよう十分配慮させていただきたいと考えておりますので、選定委員さんや調査員の名前は、採択完了まで非公開ということでお願いいたします。したがって、この後、資料 12 の「選定委員名簿」及び後ほどお配りした資料「調査員候補者名簿」は回収させていただきます。

選定委員会は今後 3 回を予定しておりますが、その際話し合われた内容・結果・知りえた情報につきましては、外部に漏らさないようお願いします。

それでは、今後の日程について資料 11 をご覧ください。

本日 5 月 20 日第 1 回選定委員会の後の流れになっていきます。5 月 29 日教育員回定例会がございまして調査員の任命が行われます。

6 月 1 日より調査員が調査研究を行い、調査資料を 6 月 12 日までに提出していただきます。

また、5 月 18 日から 5 月 28 日まで、各中学校で教科書見本本の展示を行います。その間、各学校で、先生方に広く教科書を見て調査検討いただき、各教科種目の教科書について学校としての意見書を 6 月 12 日までに提出していただきます。

さらに、教育センター内に教科書センターを設置しております。6 月 12 日から 7 月 10 日まで市民の方に見ていただけるように、教科書見本本を展示します。

見本本は全部で 67 種類です。

市民の方にも教科書を見ていただけるように、門真市広報やホームページにも掲載しております。

第 2 回の選定委員会につきましては、7 月、調査員からの調査資料が届いてから開催したいと考えております。

第 2・3 回の選定委員会にて教科書の選定作業と教育委員会に対する答申案の作成をしていただき、第 4 回において、答申の最終版を皆様と協議の上、決定していただきたいと考えております。

その後、7 月 29 日の教育委員会までに、選定委員会委員長から教育委員会に答申をあげ、教育委員会において採択の議決、8 月上旬に大阪府教育庁へ報告する予

定でございます。

次回以降の日程につきまして、事務局といたしましては、第2回の委員会を6月30日（火）午後1時から、第3回を7月6日（月）午後1時から、第4回を7月13日（月）午後1時と考えておりますがいかがでしょうか。

なお、場所はすべて教育センターとさせていただきます。

副委員長：

その他質問はありますか。

それでは、質問がないようですので第1回目の選定委員会を終わります。ありがとうございました。

—閉会—